

資源循環型施設整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問への回答

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答内容
1	入札説明書 (添付資料)	添付-10	(3)	イ	(イ)		業務報告書等の提出	本項目の2文目、4文目の「承諾について文書等により運営事業者へ通知する」との記載について、第1回質問において、通知の期限を記載いただきたい旨の質問を行ったところ、第1回質問回答No.37において、入札説明書のとおりとするのご回答をいただいております。通知の期限について具体的な日数は記載いただけないものの、通知時期を先延ばしにされるようなご意図があるわけではなく、合理的な期間内に通知いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。第1回質問でも言及しましたが、承諾の通知をいただけませんと、運営事業者として請求書を貴連合へ提出することができず、その結果、当該請求書に基づく貴連合からのお支払い時期が不確定となりますことを懸念しています	貴社ご理解のとおりです。
2	入札説明書 (添付資料)	添付-11	(3)	ウ	(イ)	4)	改定方法	第1回質問回答No.38に関して、落札者の決定後に本入札説明書に記載の改定に用いる指標が実態に整合しないことが明らかとなった場合には、事業契約締結前または運営開始前であっても当該指標の変更について協議させていただけますでしょうか。 協議の実施が運営開始後に限定された場合、十分な協議時間を確保できないおそれがあり、また、実態に整合しないと考えられる指標に基づいたまま運営を開始・継続せざるを得なくなるおそれもある等、事業者が不安定な立場におかれる懸念がございます。また、事業契約締結前または運営開始前から既に当該指標が実態に整合しないことが明らかとなっている場合、協議の着手自体を運営開始後まで先送りする合理的な理由は無いと思慮いたします。事業契約締結前または運営開始前から協議を開始できるようにすることで、より十分な時間を確保した上で協議を実施できると考えられますため、ご配慮いただけますと幸いです。 なお、第1回質問で言及した、事業提案書において当該指標とは異なる指標を事業者側から提案することは取り下げます。	入札説明書ののとおりとします。
3	入札説明書 (添付資料)	添付-13	(1)	ア	(イ)		地元企業への発注金額の達成状況確認	第1回質問回答No.42に関して、同趣旨の質問をさせていただいた第1回質問No.87および第1回質問No.163へのご回答と表現が異なりますが、第1回質問回答No.42についても、第1回質問回答No.87および第1回質問回答No.163と同趣旨のご回答であるという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
4	入札説明書 (添付資料)	添付-19	(3)	ア	(イ)		地元企業への発注金額の達成状況確認	第1回質問回答No.48に関して、同趣旨の質問をさせていただいた第1回質問No.87および第1回質問No.163へのご回答と表現が異なりますが、第1回質問回答No.48についても、第1回質問回答No.87および第1回質問回答No.163と同趣旨のご回答であるという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
5	入札説明書 (添付資料)	添付-23	9	(1)	ア		基礎審査及び非価格要素審査に関する提出書類	電子媒体の表紙に記載する応募者名は、正本は代表企業名、副本は貴連合から交付された応募者名という理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
6	入札説明書 (添付資料)	添付-30	9	(3)	ア		記載要領	「応募者の企業名を特定又は類推できる記載を行わないこと。」とありますが、特許番号や商標登録もこれらに相当し、従い記載不可との認識でよろしいでしょうか。	原則、貴社ご理解のとおりです。
7	入札説明書 (添付資料)	添付-30	9	(3)	ク		記載要領	「副本における次の各書類には、書類の右下に入札参加資格審査後に本連合が交付する応募者名を記入すること」とありますが、正本においては同位置に代表企業名を記入するという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
8	基本契約書 (案)	11	別紙1				「不可抗力」	基本契約書別紙1における不可抗力の定義は「通常の予見可能な範囲外のもの」との文言により、予見可能性が該当性の判断軸の一つであると理解しております。 この点、発生した事象そのものが既知(予見可能)である場合であっても、当該事象の規模や二次的影響、あるいはそれに伴う複合的な要因の急変等により、事業者が予見できない結果・影響が生じる場合があるものと思料いたします。 つきましては、基本契約書別紙1における「不可抗力」の該当性を判断するにあたっては、事象そのものの予見可能性のみならず、当該事象から生じる結果の予見可能性を判断軸に含め、個別事象ごとに協議いただけないでしょうか。	発生した事象から生じる結果の予見可能性は、当該事象を起因とする損害等の因果関係の範囲を画する概念と考えられるため、不可抗力該当性においては考慮要素としません。
9	建設工事請負契約書 (案)	3	第11条	第2項			解釈等	第1回質問回答No.83で、「この質問回答により明らかにされた事項は、契約等と齟齬はないものと扱います」とのご回答をいただいておりますが、いただいた質問回答の内容通りに解釈されるよう、本請負契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書等の各契約書類の該当箇所について、必要に応じて齟齬のない適切な文言へ修正・反映いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、必ずしも各契約書類の文言へ直接反映されない項目が存在する場合であっても、各契約書類の各項目の解釈に際しては、各契約書類自体の文言のみならず、いただいた質問回答の内容についても有効な解釈基準として参照されたとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、修正しなければ質問回答と齟齬が生じると判断したものにについては修正をいたします。 後段については貴社ご理解のとおりです。

10	建設工事請負契約書（案）	14～15	第35条				著作権の利用等	第35条第2項において「受注者は、成果物（受注者が本請負契約に基づき発注者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。）が著作権法（昭和45 年法律第48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第21 条から第28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。」とありますが、第35条第3項から第5項は、引渡し後も受注者に著作権が留保されることを前提とした規定であるように思われます。したがって、条文間の整合性をとる観点から、本項について、以下の通り修正いただけないでしょうか。 修正文案例：「成果物（受注者が本請負契約に基づき発注者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は当該著作物の引渡し後も受注者に留保されるものとする。」	原案どおりとします。建設工事請負契約第35条第2項の規定は、同条第3項乃至第5項の規定と矛盾するものではありません（例えば、著作物の引渡し時までは成果物の著作権は受注者に帰属し、同条第3項乃至第5項の適用を受けることになりま
11	建設工事請負契約書（案）	14～15	第35条				著作権の利用等	成果物には、受注者の今後の事業活動においても活用される独自の技術やノウハウが含まれています。受注者が発注者に成果物の著作権を譲渡すると、これらの技術やノウハウを受注者が自由に活用できないこととなりえ、今後の事業展開において重大な支障が生じる恐れがあります。公共建築設計業務標準委託契約約款における条文（A）パターンでは、第7条において、著作物は「受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属する」と定められております。また、条文（B）パターンでは、第7条において、「受注者は、成果物…又は成果物を利用して完成した建築物…が…著作物…に該当する場合には、当該著作物に係る…著作者の権利…のうち受注者に帰属するもの…を当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡するものとする。」と定めつつ、第9条において、「発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は、翻案することを許諾する」と規定されております。本請負契約の条項は、上記の公共建築設計業務標準委託契約約款のいずれのパターンと比較しても、受注者による成果物の利用が制限された内容となっており、そのような条件とすることについて合理的な理由はないものと思料いたします。つきましては、No.7の質問をお受けいただけない場合、上記の公共建築設計業務標準委託契約約款の条文（A）パターン又は条文（B）パターンと同様の条件への修正をいただけないでしょうか。	原案どおりとします。
12	建設工事請負契約書（案）	18	第42条	第3項			事前調査	事業提案書提出以降から本請負契約締結までの期間に、新たに障害物に関する事情が判明した場合には、その障害物の存在は要求水準書及び入札説明書等から必ずしも予見できない場合も考えられます。事業提案書の提出以降から本請負契約締結までの期間においては、受注者は事業提案書の内容や入札価格を任意に変更できない制約下にあり、事業提案書提出以降に判明した新たな事情を提案内容や価格に反映させることはできません。つきましては、事業提案書提出以降に新たに判明した事情への対応として、当該障害物の除去等の費用負担や工期等については、協議させていただけないでしょうか。	要求水準書及び入札説明書等から予見できない障害物については、建設工事請負契約第42条第4項及び第5項のとおり、原則として追加費用をもって障害物の除去等を行っていたことを想定しておりますので、そもそも建設工事請負契約締結時の価格へ反映されないことの支障は生じない理解です。
13	建設工事請負契約書（案）	31	第71条	第1項			法令変更	事業提案書の提出以降から本請負契約締結までの期間においては、受注者は事業提案書の内容を任意に変更できない制約下にあり、事業提案書提出以降に判明した事情を提案内容に反映させることはできません。国の法令等は、事前段階から議論された上で公布・施行されることが一般的ですが、自治体の条例等においては、国の法令等と比較すると短時間で公布・施行される可能性も考えられ、事業提案書提出以降に予見できない法令変更が生じる可能性は否定できないと思慮いたします。つきましては、事業提案書提出以降から本請負契約締結までの間に万が一予見できない法令変更が生じ、工事内容の変更が必要となった場合は、契約期間の変更について、協議させていただけないでしょうか。	明らかに必要と思われる場合は協議とします。
14	建設工事請負契約書（案）	31	第71条	第2項			法令変更	事業提案書の提出以降から本請負契約締結までの期間においては、受注者は事業提案書の内容や入札価格を任意に変更できない制約下にあり、事業提案書提出以降に判明した事情を提案内容に反映させることはできません。国の法令等は、事前段階から議論された上で公布・施行されることが一般的ですが、自治体の条例等においては、国の法令等と比較すると短時間で公布・施行される可能性も考えられ、事業提案書提出以降に予見できない法令変更が生じる可能性は否定できないと思慮いたします。つきましては、事業提案書提出以降から本請負契約締結までの間に万が一予見できない法令変更が生じ、工事の実施に関して合理的な追加費用が発生した場合は、当該費用の負担について、協議させていただけないでしょうか。	明らかに必要と思われる場合は協議とします。

15	建設工事請負契約書（案）	33	第73条	第5項				地域住民対応	第1回質問回答No.113で、「その範囲を超える対策が必要となるような事象が生じた場合には、当該事象の具体的な内容に応じて関係する規定を適用します。」とのご回答をいただいています。ここで示された「関係する規定」につきまして、例えば、地域住民対応により要求水準書の変更が必要となる場合は、建設工事請負契約書（案）第41条（要求水準書の変更）が適用され、工期の延長が必要となる場合は、第1回質問回答No.119により追記をお認めいただいた「受注者の請求による工期の延長」に関する条項が適用されとの理解でよろしいでしょうか。また、これらに直接は該当しない場合であっても、合理的範囲を超える近隣対策に起因して費用や工期等に影響が生じた際は、具体的な事象に応じて協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、合理的な範囲を超える対策が必要となった結果要求水準の変更や工期延長が必要となった場合には、貴社ご理解のとおりです。後段（「また、」以下）については、原則として建設工事請負契約の規定に沿って対応させていただきま
16	建設工事請負契約書（案）	34	第75条	第1項				発注者に起因する条件変更	第1回質問No.114において、本請負契約第75条第1項の各号として、「図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと」との規定を追記いただきたい旨、ご質問申し上げていましたが、これに対し「原案のとおりとします。」とのご回答をいただいております。しかしながら、本規定につきましては、公共工事標準請負契約約款第18条第1項第1号のみならず、上田市の建設工事請負契約書第18条第1項第1号においても同様の規定について記載があり、今回の契約書のみ記載いただくことができない合理的な理由はないものと思慮しております。つきましては、当該規定の追記について、改めてご検討いただけないでしょうか。	原案どおりとします。公共工事標準請負契約約款や上田市の建設工事請負契約では、「図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答」たる設計図書が主に発注者作成であることを前提に、同約款等第18条第1項第1号の規定を置いておりますが、本件の設計図書は受注者作成ですので、これらに不整合があったとしても、それは発注者に起因する条件変更には該当しません。
17	運営業務委託契約書（案）	2	第8条	第2項				解釈等	第1回質問回答No.83で、「この質問回答により明らかにされた事項は、契約等と齟齬はないものと扱います」とのご回答をいただいておりますが、いただいた質問回答の内容通りに解釈されるよう、本請負契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書等の各契約書類の該当箇所について、必要に応じて齟齬のない適切な文言へ修正・反映いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、必ずしも各契約書類の文言へ直接反映されない項目が存在する場合であっても、各契約書類の各項目の解釈に際しては、各契約書類自体の文言のみならず、いただいた質問回答の内容についても有効な解釈基準として参照されとの理解でよろしいでしょうか。	No.9の回答をご参照ください。
18	運営業務委託契約書（案）	4	第14条	第2項				関連法令等の遵守	受注者が遵守する必要がある環境影響評価の内容は要求水準書に反映済みであり、今後、受注者が遵守する必要がある環境影響評価の内容が要求水準書に反映されていないことが判明した場合や、環境影響評価上定められた基準等の変更により追加の対応等が必要となる場合には、要求水準書の変更として取り扱われ、当該対応に要する費用負担について協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	協議の対象にはなりません。環境影響評価の内容を遵守することが要求水準書の規定になりますので、別途連合で公表している内容を確認してください。 (https://www.area.ueda.nagano.jp/?page_id=6792) なお、要求水準書の変更として取り扱うのは、あくまで運営業務委託契約締結日以降に変更する場合とします。
19	運営業務委託契約書（案）	6	第19条	第7項				運営・維持管理業務の開始の遅延	第1回質問No.134で運営業務委託契約書（案）第19条第7項について「原案どおりとします。」のご回答をいただいておりますが、本条項に関し、実務上の運用および契約構造上の観点から懸念があるため、改めてご質問をさせていただきます。 例えば、運営開始に向けては、事前に人員を確保・雇用しておく必要がありますが、仮に不可抗力等により運営開始が後ろ倒しになった場合、受注者としては最大限の対応を行うものの、必ずしも雇用開始日を容易に変更することはできず、待機期間中の人件費等が発生する可能性がござい ます。 運営開始後であれば、受領する業務委託料を原資として一定程度のリスクを吸収することも可能ですが、運営開始前においては、受注者は未だ何ら対価を受領していない状態であり、その期間に発生する費用を受注者に負担させることは、受注者にとって「対価を伴わないリスク負担」となるものと思料いたします。 また、本項で引用される第55条では「年間の運営・維持管理業務委託費の100分の1」を受注者負担の限度額としておりますが、運営開始前の期間においては業務委託料自体が未発生であるため、そもそも「100分の1」を算出する前提となる母数が存在しないという建付け上の課題もあるものと思料いたします。 つきましては、運営開始前の不可抗力等による遅延が生じ、上記のようなやむを得ない人件費等の合理的な費用が発生した場合には、第55条の規定を一律に適用するのではなく、実際に発生した費用の内容等を踏まえたうえで、当該費用の負担について、協議させていただけないでしょうか。	原案どおりとします。「年間の運営・維持管理業務委託費」は未発生の段階でも算出は可能であるため、それぞれの負担額も算出可能と考えます。

20	運営業務委託契約書（案）	12	第40条	第4項				臨機の措置	第1回質問回答No.146に関連し、以下の①②についてそれぞれご教示いただけないでしょうか。 建設工事請負契約書第52条（臨機の措置）第4項では、臨機の措置が不可抗力による場合、受注者が加入する保険により補填されるものを除き、当該措置に要した費用は発注者負担とする旨が規定されています。一方で、本運営業務委託契約書第40条第4項では、臨機の措置が不可抗力による場合、「第54条の規定により発注者及び受注者」が負担と規定されています。また、本運営業務委託契約書第40条第4項では、不可抗力を除く受注者の責めに帰すことのできない事由に基づく臨機の措置については、発注者負担とされています。 ①本運営業務委託契約書は、不可抗力起因の臨機の措置に要した費用の負担者の条件について、建設工事請負契約書と異なっていますが、どのような理由に基づくものかご教示いただけないでしょうか。 ②不可抗力も「受注者の責めに帰すことのできない事由」の一つであることに変わりないにもかかわらず、その他の「受注者の責めに帰すことのできない事由」とは異なり、不可抗力の場合にのみ受注者に費用負担が生じる建付けとされている理由についてご教示いただけないでしょうか。	①建設工事請負契約と運営業務委託契約は、その契約期間・業務内容が全く異なり、不可抗力事由が及ぼす影響も必然的に異なりますので、臨機の措置に要する費用負担のあり方は必ずしも同じにはなりません。 ②「受注者の責めに帰すことのできない事由」の中には発注者や第三者の責めに帰すべき事由も含まれるところ、これらと不可抗力による場合を同様に取り扱うことは適切でないためです。
21	運営業務委託契約書（案）	13	第41条	第1項				費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	第1回質問回答No.149に関連し、異常事態の発生等に対する措置に係る発注者と受注者のリスク分担は第40条で規定する臨機の措置に係るリスク分担と同様とするのが合理的と考えますので、No17の質問と同様に、以下の①についてご教示いただけないでしょうか。 ①不可抗力も「受注者の責めに帰すべき事由でないこと」の一つであることに変わりないにもかかわらず、その他の「受注者の責めに帰すべき事由でないこと」とは異なり、不可抗力の場合にのみ受注者に費用負担が生じる建付けとされている理由についてご教示いただけないでしょうか。	No.20の回答をご参照ください。
22	運営業務委託契約書（案）	14	第43条	第1項				提案発電量	「（前略）会計年度ごとに、事業提案書に基づく提案発電量と実績発電量とを比較し、当該会計年度に係る実績発電量が提案発電量の90%未満となった場合（後略）」とありますが、発電量と売電量が混在しており、比較対象があいまいです。 一方、質問回答No.159により別紙2に相当する入札説明書の添付-20を拝読すると、比較対象は「発電量」につき、当該条項の「売電量」は「発電量」と読み替えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおり、発電量です。
23	運営業務委託契約書（案）	15	第45条	第1項				発電設備の運転	「本施設を運転することにより得られる発電量では本施設の稼働に必要な電力を賄うことができない場合」について、例えば、搬入されるごみ量が大幅に減少し、本施設の運転時間が当初計画より大幅に減少、結果として本施設の運転により得られる発電量も大幅に減少する場合など、受注者の責めに帰すことのできない事由により、運転計画通りに本施設の稼働に必要な電力を賄うことができない場合には、不足分の電力の調達費用について協議させていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
24	運営業務委託契約書（案）	15	第46条	第1項				ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合	第1回質問回答No.166で「原案どおりとします。」とご回答いただいておりますが、入札説明書添付資料5のリスク分担表のNo.39に記載されている貴連合がリスク負担者となっているような「施設許容量を大幅に超過するごみ量」の変動に対応する条文をご教示いただけないでしょうか。もし対応する明確な条文が無い場合には、ごみ量が施設許容量を大幅に超過した状態が継続する場合において、例えば、適切な保全整備期間が確保できず計画外の損耗進行や補修等が必要となり維持管理費用が増加する、薬剤等の原単位が悪化し使用量が増加する等、受注者の固定費及び変動費が増加する懸念があるため、貴連合がリスク負担者となっている「施設許容量を大幅に超過するごみ量」の変動があった場合については固定費及び変動費の見直しについて発注者と協議を行うことができるといった趣旨の条文を追加いただけないでしょうか。	原案どおりとしますが、左記状況では貴社ご理解のとおり協議となります。
25	運営業務委託契約書（案）	18	第53条	第1項				法令変更	事業提案書の提出以降から本請負契約締結までの期間においては、受注者は事業提案書の内容を任意に変更できない制約下にあり、事業提案書提出以降に判明した事情を提案内容に反映させることはできません。国の法令等は、事前段階から議論された上で公布・施行されることが一般的ですが、自治体の条例等においては、国の法令等と比較すると短期間で公布・施行される可能性も考えられ、事業提案書提出以降に予見できない法令変更が生じる可能性は否定できないと思慮いたします。つきましては、事業提案書提出以降から本請負契約締結までの間に万が一予見できない法令変更が生じ、履行ができなくなった義務が生じた場合は、当該履行義務の免除について、協議させていただけないでしょうか。	No.13の回答をご参照ください。

26	運営業務委託契約書（案）	18	第53条	第4項				法令変更	事業提案書の提出以降から本請負契約締結までの期間においては、受注者は事業提案書の内容や入札価格を任意に変更できない制約下にあり、事業提案書提出以降に判明した事情を提案内容に反映させることはできません。国の法令等は、事前段階から議論された上で公布・施行されることが一般的ですが、自治体の条例等においては、国の法令等と比較すると短期間で公布・施行される可能性も考えられ、事業提案書提出以降に予見できない法令変更が生じる可能性は否定できないと思慮いたします。つきましては、事業提案書提出以降から本請負契約締結までの間に万が一予見できない法令変更が生じ、本施設の運営・維持管理業務に関して合理的な追加費用が発生した場合は、当該費用の負担について、協議させていただけないでしょうか。	No. 14の回答をご参照ください。
27	運営業務委託契約書（案）	25～26	第64条					著作権の利用等	第64条第2項において「受注者は、成果物又は本施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡する。」とありますが、第64条第3項から第5項は、引渡し後も受注者に著作権が留保されることを前提とした規定であるように思われます。したがって、条文間の整合性をとる観点から、本項について、以下の通り修正いただけないでしょうか。 修正文案例：「成果物又は本施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は当該著作物の引渡し後も受注者に留保されるものとする。」	No. 10の回答をご参照ください。
28	運営業務委託契約書（案）	25～26	第64条					著作権の利用等	成果物には、受注者の今後の事業活動においても活用される独自の技術やノウハウが含まれています。受注者が発注者に成果物の著作権を譲渡すると、これらの技術やノウハウを受注者が自由に活用できないこととなりえ、今後の事業展開において重大な支障が生じる恐れがあります。公共建築設計業務標準委託契約約款における条文（A）パターンでは、第7条において、著作物は「受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属する」と定められております。また、条文（B）パターンでは、第7条において、「受注者は、成果物…又は成果物を利用して完成した建築物…が…著作物…に該当する場合には、当該著作物に係る…著作者の権利…のうち受注者に帰属するもの…を当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡するものとする。」と定めつつ、第9条において、「発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は、翻案することを許諾する」と規定されております。本委託契約の条項は、上記の公共建築設計業務標準委託契約約款のいずれのパターンと比較しても、受注者による成果物の利用が制限された内容となっており、そのような条件とすることについて合理的な理由はないものと思料いたします。つきましては、No. 23の質問をお受けいただけない場合、上記の公共建築設計業務標準委託契約約款の条文（A）パターン又は条文（B）パターンと同様の条件への修正をいただけないでしょうか。	No. 11の回答をご参照ください。
29	要求水準書（設計・建設業務編）	19	第1章	第5節	2	(2)	カ	工事着手について	「令和10年3月末までに工事着手を行うこと。」とありますが、契約締結後の設計期間を考慮すると、建築確認申請の確認済証交付は令和10年7月末頃となることから、確認申請が必要な工種での着手はできないと考えております。そこで、工事着手については竣工後にごみ搬入車両の搬入・退出路となる、敷地南側の堤防道路からの乗り入れ部分の設置に関する造成工事を令和10年3月に着手することと計画しておりますが、着手内容として問題ございませんでしょうか。また、解体工事からの引き渡しについて施工エリアの調整が必要と考えますが、落札者決定後の協議にて決定されるものと考えてよろしいでしょうか。	現段階においては、貴社ご認識のとおりと想定しています。解体工事の引き渡しについては、貴社ご理解のとおりです。
30	要求水準書（設計・建設業務編）	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	残置工作物	「既存建築物（清浄園）は、別途本連合で発注する解体撤去工事でGL-1.5mまでの上屋部分を撤去する」とありますが、コンクリートブロック擁壁と干渉する部分は解体撤去しないと考えるとよろしいでしょうか。解体撤去やその他の措置をとる場合は、どのような措置をとる予定かご教示願います。	GL-1.5mまでは撤去する予定としております。その他措置が必要な場合は、詳細設計の段階で協議願います。
31	要求水準書（設計・建設業務編）	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	既存施設撤去	既設躯体を解体した際のコンクリート等の廃材は、行政協議の上で法的にも問題なければ碎石などに再利用してもよろしいでしょうか。	関係機関との協議により、問題ないと判断された場合は、貴社ご提案を可とします。
32	要求水準書（設計・建設業務編）	21	第1章	第5節	2	(5)	オ	既存施設撤去	土工事の際に排出される玉石等は、石積み、モニュメントとして再利用してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。

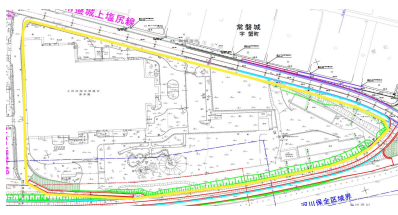
33	要求水準書（設計・建設業務編）	45	第2章	第2節	2	(3)	エ	プラットフォーム	「通行方式 一方通行」と明記されています。当該要求水準は、対面式ランプウェイを採用した場合、①15m以上（車止め～往路/復路を区画する分離壁）の有効幅員と②往路・復路を完全に分離する壁の設置の2つの条件をもって要求水準を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
34	要求水準書（設計・建設業務編）	48	第2章	第2節	5	(5)	ス	プラットフォーム監視室	「ダンピングボックスは、プラットフォーム監視室に近い位置に設置すること」とありますが、監視室の位置は、プラットフォーム内の動線や安全性を優先し、ダンピングボックスまたは破砕機に極力近い位置とする前提で、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
35	要求水準書（設計・建設業務編）	130	第3章	第1章	3	(1)	イ①	盛土	入札公告質疑回答No.436浸水対策において、「現況地盤に対し、1.0m程度の高上げ」と要求されていますが、対面対話までいただいている資料の中で既存既設污水管（HPφ900等）の構造を確認させていただくと、嵩上げにより管を破損させる影響が考えられます。管の補強については管の管理者で対応していただける理解でよろしいでしょうか。未定または今後の協議である場合は管の管理者が管を補強する条件で、計画をすることでよろしいでしょうか。	管の補強については、詳細設計時に管の管理者との協議により決定します。また、その対応については、管の管理者が対応することが基本となりますが、最終的には協議となります。現段階では未定ですので、貴社ご理解のとおり計画してください。
36	要求水準書（設計・建設業務編）	141	第3章	第2節	5	(2)	イ	受付業務	要求水準書（設計・建設業務編）において「受付カウンター設置」が義務付けられている一方、要求水準書（運営・維持管理業務編）には、当該カウンターにおける来館者への対面対応（常駐案内等）を運営事業者の業務とする旨の明記がございません。つきましては、当日現地での受付カウンターの運営・対応業務は貴連合の所掌であり、運営事業者側での常設の人員配置は不要であるとの認識でよろしいでしょうか。御見解をご教示ください。	受付カウンターは、行政視察や予約した見学者に対応するためのものと考えています。予約なしの見学（来館者への対面対応（常設案内）については事業者提案となります。
37	要求水準書（設計・建設業務編）	154	第3章	第3節	2	(3)	ア	構内雨水排水設備工事	入札公告質疑回答No.480で、30年確率の降雨強度を採用と回答いただきましたが、「流域開発に伴う防災調整池技術基準」に則り、30年確率降雨強度 $I=123.8\text{mm/hr}$ 、開発後の流出係数 $C=0.9$ 、敷地面積 $A=22500\text{m}^2$ を用いて流量を計算すると流量 $Q=0.69\text{m}^3/\text{sec}$ の雨水を処理する計算となります。その量を全浸透させるとなると困難であります。そのため、雨水は地下浸透を基本すると記載ありますが、事業者にて雨水貯留槽、放流管の設置を計画することでよろしいでしょうか。	地下浸透を基本としますが、貴社ご提案による協議とします。
38	要求水準書(運営・維持管理業務編)	9	第1章	第3節	18			地元振興	地元雇用に関して従業員の雇用形態（正社員、出向社員、パート、派遣社員等）は問わないという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
39	要求水準書(運営・維持管理業務編)	11	第1章	第4節	5	(10)		本業務期間終了時の引渡し条件	「本連合は、事業期間終了前に性能要件の満足を確認するため、本施設の機能・効率・能力等の確認を実施し、事業期間終了時において引き続き1年間は大規模な設備の補修及び更新を行うことなく、性能要件を満たしながら運転できる状態で引き渡すことを事業契約終了の条件とする。性能試験等の実施に当たっては、運営事業者が性能試験要領書（引渡性能試験と同程度の内容）を作成し、第三者機関が、性能試験要領書に基づいて施設の機能・効率・能力等の性能試験を本連合の立会いの下に行う。」とありますが、性能試験の実施主体及び費用負担は運営事業者という理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。ただし、資源循環型施設整備・運営事業 基本契約書(案)にも基づくものとします。
40	要求水準書(運営・維持管理業務編)	14	第3章	第2節	4	(1)		ごみの処理手数料の徴収等	「運営事業者は、現金等でごみ処理手数料の支払いをする者から、本連合が定める金額を本連合が定める方法で徴収すること。」とありますが、キャッシュレス決済の提案は可能でしょうか。キャッシュレス決済を導入する場合、それに係る手数料を事業者で予想することは困難なため、キャッシュレス決済に係る手数料は貴連合にてご負担いただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。手数料については貴社ご理解のとおりです。
41	要求水準書(運営・維持管理業務編)	24	第6章	第2節				表6.1 業務期間中の測定項目	第1回入札関係書類に関する質問への回答（入札参加資格以外に関する事項）No.266にて要求水準書（設計建設業務編）表1.5、表1.6以外の焼却主灰、飛灰処理物の順守すべき基準値(搬出先の受入基準値等)はないとして設計してよいとされました。一方で、要求水準書（運営・維持管理業務編）表6.1では焼却主灰の重金属溶出試験が4回/年で要求されております。運営・維持管理業務において、焼却主灰重金属溶出試験は実施するが、溶出値の保証値は無い（参考値扱い）という理解でよろしいでしょうか。	焼却主灰重金属溶出試験の基準値も表1.6のとおりとします。

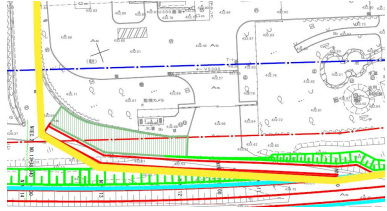
42	要求水準書(運営・維持管理業務編)	28	第8章	第5節	(1)			受付業務	「運営事業者は、見学予約システムを導入し、見学者の受付及び説明を行い(後略)」とありますが、ここでの「受付」とは、「見学予約システムを用いた事前の予約管理業務」を指しており、当日現地に来館した見学者に対する「受付カウンター等での対面受付・案内業務」は含まれないという認識でよろしいでしょうか。 現地での対面対応も事業者の業務範囲に含まれる場合は、その具体的な対応条件(常駐の要否、対応時間等)の詳細について明確な定義をご提示ください。	No36の回答をご参照ください。「当日現地に来館した見学者」とは、予約なしに来館した方と認識しますが、その対応については貴社ご提案によります。
43	要求水準書(運営・維持管理業務編)	28	第8章	第5節	(1)			行政視察への対応	「行政視察へは本連合が対応する」とありますが、行政視察の対応時に、貴連合がこの受付カウンターを視察専用の受付窓口として一時的に使用する等の運用を想定されていますでしょうか。 カウンター設置に伴う必要な設備(内線電話、電源、通信配線等)の仕様に関わるため、ご教示願います。	貴社ご理解のとおりです。カウンター設置に伴う必要な設備の仕様は貴社ご提案によります。
44	要求水準書(運営・維持管理業務編)	29	第8章	第7節				イベント回数の定義	「(前略) イベントや、周辺の自然環境を活かした体験型講座等を年数回以上企画し、開催すること」とありますが、定義を確認させていただきます。 ①「年数回以上」の年の定義は、年度(4月～3月)という理解でよろしいでしょうか。 ② 初年度・最終年度などの変則期間は該当しないと考えてもよろしいでしょうか。	①貴社ご理解のとおりです。 ②初年度は1回以上実施してください。最終年度は変則期間ではないため、要求水準書のとおり数回以上実施してください。
45	要求水準書(添付資料)	添付資料3						下水道	入札公告質疑回答No. 537において、取り合い点は示していないと回答をいただきましたが、敷地内に下水道配管が横断しておりますので、その途中で取り合いをするという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。下水道の取り扱い点については、貴社ご提案ください。その場所で良いか、担当課と協議となります。
46	要求水準書(添付資料)	添付資料8						既存施設参考図面	既存施設の存置される躯体について、GL-1.5m以下は内部の間仕切壁も存置されている理解でよろしいでしょうか。	躯体の構造を支え、土圧に対抗する役割もあるため、存置する方向で考えています。
47	要求水準書(添付資料)	添付資料10						土地の所有者	周辺道路計画図平面図に書かれている赤破線は河川区域・官民境界ですが、敷地範囲内にもかかっていると思われます。この部分の土地の所有者は貴連合と考えてよろしいでしょうか。 河川管理者の所有である場合、河川管理者との協議事項等が生じた場合は、貴連合と事業者にて協議を進めていくものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の箇所の土地所有者は公共であることから、ご懸念事項に関しては特に問題ないと考えています。 また、河川管理者との協議事項等が生じた場合は、貴社ご理解のとおりです。
48	様式集【Word編】	第7-2号							様式第7-2号添付資料1については、提案説明上必要な場合、ページ数を増やすことは可能でしょうか。現状A3版横2ページのところ、A3版横3ページ(1ページ追加)を希望いたします。	貴社ご提案を認めます。
49	様式集【Word編】	第7-11号							様式第7-11号添付資料1については、提案説明上必要な場合、ページ数を増やすことは可能でしょうか。現状A3版横1ページのところ、A3版横3ページ(2ページ追加)を希望いたします。	貴社ご提案を認めます。
50	様式集【Word編】	第7-8号						エネルギーの有効活用	「審査の視点」において、エネルギーの有効利用に関し、「また、それらは20年の運営期間において有効活用を継続できるよう具体的に提案しているか。」とご記載いただいております。ここでは、ごみ量やごみカロリーの変動があっても、安定的に有効利用を継続できる提案が求められていると理解してよろしいでしょうか。 その他、貴連合で具体的に懸念されている事項があればご教示いただけないでしょうか。	前段については貴社ご理解のとおりです。 後段については審査に係ることから回答できません。
51	様式集【Word編】	第7-8号	添付資料2					その他有効利用	②電力計画において、(出) b)余剰分 に分類されている「その他有効利用」には、管理棟の消費電力を記載するものと理解してよろしいでしょうか。また太陽光発電設備を設置する場合、その発電電力量は「記載しない」か、「その他有効利用に記載する管理棟消費電力から差し引く」か、どちらとすべきかご指定いただけないでしょうか。	管理棟については様式第7-8号添付資料2の「※1」のとおり、除いてください。 また、太陽光発電設備による発電量は記載しないでください。
52	様式集【Word編】	第7-13号						地元雇用	施設の安定稼働と地域経済への貢献を両立させるため、地元の人材を雇用している人材派遣会社を活用した人員配置を計画しております。 SPC及び主たる業務を受託する一次下請企業の直接雇用(正社員・契約社員等)だけではなく、人材派遣会社からの「派遣社員」や個人事業主・シルバー人材センターへの委託など直接雇用以外で施設運営に従事するスタッフについても、第1回質問No. 588にある地元雇用の定義を満たしている場合は、地域雇用創出の実績として評価の対象とすることを検討いただけないでしょうか。	左記ご質問の企業は(1)地元発注で評価しますので、(2)地元雇用はあくまでもSPC及び主たる業務を受託する一次下請企業の直接雇用(正社員・契約社員等)となります。

53	様式集【Excel編】	第8-16号 第8-17号						設計・建設業務における地元発注金額、運営・維持管理業務における地元発注金額	他の応募グループの協力企業となっている地元企業でも、当該応募グループにおける建設工事請負契約/運営業務委託契約において一次下請以降での契約を予定している（貴連合の契約相手方とならない）企業については、様式8-16号および8-17号の発注予定地元企業として記載してもよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
54	第1回入札関係書類に関する質問への回答（入札参加資格以外に関する事項）	11						従業員の確保	質問番号No.136について、「別途配置してください」との回答を頂いておりますが、電気事業法 第43条第2項は「自家用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く。）を設置する者は、前項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。」という文言であり、これは「主任技術者免状を持っていないただし十分な知識・経験を有する者について、経済産業大臣（実務上は産業保安監督部）の選任許可を受ければ主任技術者として選任できる」ことを意味します。以上より、法に沿って許可を得た主任技術者も、ボイラー・タービン主任技術者としてお認めいただけないでしょうか。他事例においても、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者が認められています。	ボイラー・タービン主任技術者は電気事業法第44条第1項に定める当該主任技術者免状の交付を受けている者を指しているとの認識です。そのため、同法第43条第2項による許可を受けた主任技術者は含まないことを想定している理解です。
55	第1回入札関係書類に関する質問への回答（入札参加資格以外に関する事項）	18	No. 220	No. 346	No. 360			災害廃棄物の搬入における計量作業	災害廃棄物車両を計量するタイミングと計量方法について、No. 220、No. 346、No. 360にご回答いただいておりますが、それぞれの回答内容が異なるようです。改めて確認させていただきます。 【No. 220】 （ご回答）計量するタイミング：施設内仮置き場からごみビットに投入するまでの間のみで可 計量方法：1回計量で可（施設仮置き前の計量についてのご回答での言及は無し。） 【No. 346】 （質問）災害廃棄物車両（搬入及び搬出）の計量回数および仮置きした廃棄物を施設内のプラットフォームに搬入する場合の計量要否および計量回数 （ご回答）前後段とも1回計量 【No. 360】 （質問）災害廃棄物運搬車両や中継車両は搬出時に計量機に乗るご想定でしょうか。 （ご回答）別途協議とします。（No. 346では1回計量と読めます。） 災害廃棄物の搬入は、①施設外→施設内仮置き場に仮置き、②施設内仮置き場→ごみビットに投入、と段階的にすることが想定されます。 ①、②の両方の段階で計量作業が必要かご教示ください。 ①の仮置きする重量の計量も必要でしょうか。それとも、②のごみビットに投入する重量の計量のみでよろしいでしょうか。	①②とも計量作業することを前提に計画してください。 なお、敷地内仮置き場からごみビットへは、連合により別途委託になると想定しており、その場合登録している車両であれば搬入時の1回、登録していない車両であれば2回計量を想定しています。
56	第1回入札関係書類に関する質問への回答（入札参加資格以外に関する事項）	18	No. 220	No. 346	No. 360			災害廃棄物の搬入における計量作業	災害廃棄物の搬入における計量作業は、登録作業は1回計量、未登録者量は2回計量と考えてよろしいでしょうか。	No55の回答をご参照ください。
57	第1回入札関係書類に関する質問への回答（入札参加資格以外に関する事項）	19						質疑No. 227 余熱利用施設の臨時休館時期	2. 46J/hの熱量を余熱利用施設に供給する時間帯は、アクアプラザの営業時間中とする旨の回答がありました。アクアプラザの営業時間に関する情報として「施設保守及び機器調整のため10月に2週間ほど臨時休館」とされていますが、新規に整備する余熱利用施設の施設保守および機器調整のための臨時休館時期は、10月に限らず事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。資源循環型施設の全炉休止期間は、余熱利用施設の臨時休止時期とタイミングを合わせることが合理的と考えられるため、時期のご指定有無をご確認させていただきます。	要求水準書で規定している内容以上のことは決まっています。
58	第1回入札関係書類に関する質問への回答（入札参加資格以外に関する事項）	22						質疑No. 265 ランプウェイ以外の勾配について	質疑No. 265では、ランプウェイ以外の勾配における凍結対策の考え方はランプウェイに準ずるものとされています。一方、ランプウェイについては質疑No. 262にて「ランプウェイ縦断勾配7.5%以下の箇所も、ロードヒーティングを設置してください。」と指定されており、ランプウェイ以外の勾配については質疑No. 264にて、ロードヒーティング設置は事業者提案とされており、差異がございます。ランプウェイ以外の勾配については、質疑No. 264への回答が正と理解してよろしいでしょうか。具体的には、良好な日照条件と除雪作業の容易な配置を前提に、勾配を7.5%以下に緩和することで、凍結対策は可能と考えております。	ランプウェイについてはロードヒーティングを必ず設置するものとし、ランプウェイ以外の箇所については、勾配7.5%以下であれば、ロードヒーティングの設置は事業者提案によります。ただし、ランプウェイ以外の箇所において、勾配7.5%越え・10%以下の場合は凍結対策を講じてください。

59	第1回入札関係書類に関する質問への回答（入札参加資格以外に関する事項）	23	No. 280	No. 135					主任技術者選任	第1回入札関係書類に関する質問（入札参加資格以外に関する事項）No. 280「運営事業者は、工事開始前に電気主任技術者、ボイラ・タービン主任技術者を選任とありますが、運営事業者であるSPCが業務委託する企業から選任することも可との理解でよろしいでしょうか」への回答として、「貴社ご提案は認められません」との回答がありました。 一方で、No. 135（運営業務委託契約書(案)において）「ボイラ・タービン主任技術者の資格を有する者を配置についての記載ございますが、配置者は、特定目的会社もしくは、運営・維持管理業務を受託する構成員・協力企業から配置するということでしょうか」への回答として、「貴社ご理解のとおりです」との回答がありました。 建設時においても、運営・維持管理業務を受託する構成員・協力企業からの主任技術者選任を認めていただけないでしょうか。	No135はあくまでも運営が始まってからという理解です。そのため、工事期間中は運営前のため、貴社ご提案は認められません。
60	第1回入札関係書類に関する質問への回答（入札参加資格以外に関する事項）	25							質疑No. 308 建設発生土の処分	「本敷地において、土壌汚染はなく、届出に際して調査命令も発出されない前提と考えてよろしいでしょうか。」という質問に対し、「貴社ご理解の通りです。」との回答がございますが、参加資格通過者配布資料に土壌汚染がある資料がございます。資源循環型施設整備・運営事業の着工に際し土壌汚染対策法第4条の土地の形質変更届出書を提出する時点では、汚染土の処理は完了しており、区域指定も解除されていると考えてよろしいでしょうか。	形質変更届出書の提出及び汚染土の処理は、先行する解体工事で実施する予定です。
61	第1回入札関係書類に関する質問への回答（入札参加資格以外に関する事項）	25							質疑No. 316 施工方法および建設公害対策	「堤防道路工事の工期などについて協議資料はありません」との回答がございますが、土工事・基礎工事中は工事車両が多く、周辺の渋滞緩和等の観点から堤防道路側から工事車両を入場させるのが好ましいものと考え、工程表に想定期間を記載いたしました。 堤防道路の工期等の調整は落札者決定後の協議にて決定されるものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
62	第1回入札関係書類に関する質問への回答（入札参加資格以外に関する事項）	28							質疑No. 358 水密性コンクリート	ごみビット（二段式）形式の「水密性コンクリート」について、「水密コンクリート」が正である旨のご回答がありました。この回答の主旨は「漏水防止のために水密性の高いコンクリートを施工する」とことと理解してよろしいでしょうか。 ごみビット部分は部材断面が大きいことから、マスコンクリート（JASS 5）となりセメントの水和熱による温度ひび割れの抑制が重要な要素となります。一方で「水密コンクリート」（JASS 5）では、水セメント比50%以下の指定がなされていますが、その分セメント量が増加し、温度ひび割れが発生する原因となります。JASS 5において、マスコンクリートの適用対象となる部位については、「マスコンクリートの規定を優先して温度ひび割れの防止を図るとよい」とあります。 以上のことを踏まえ、「漏水防止のために水密性の高いコンクリートを施工する」主旨を設計・施工に反映することを前提に、必ずしも「水セメント比50%以下」の指定によらず、温度ひび割れ等を抑制したコンクリートの施工をご提案し、実施設計にて詳細についてご協議いただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。ただし、詳細については、実施設計時に協議するものとします。
63	第1回入札関係書類に関する質問への回答（入札参加資格以外に関する事項）	34							質疑No. 460 備蓄品	当該質問に対する回答として「貴社ご理解のとおりです」とありますが、事業者の従業員分は事業者にて用意するという認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
64	第1回入札関係書類に関する質問への回答（入札参加資格以外に関する事項）	34	No. 463						洗車場	質問No. 463の「タイヤ洗浄後の排水が雨水側溝に流れないことを条件に屋根なしの洗車場をお認め頂けないでしょうか。」に対し、ご回答に「貴社ご提案を認めます。」とありますが、屋根なしの洗車場でタイヤ洗浄後の排水を施設内の排水処理設備で処理する場合、洗車排水に加えて洗車場の雨水が排水処理設備に流れ込むことになります。 極端な場合、全戸停止時に大雨が降った場合、施設内の給排水バランスが崩れてプラント排水の無放流が成立しなくなる恐れがあります。 車両が洗車場に駐車している間のみの洗浄排水を施設内の排水処理設備で処理し、洗浄を行っていない場合の降雨については雨水浸透として処理方法を切り替える、といった提案は可能でしょうか。	ヒューマンエラーが想定されることから提案は不可とします。
65	第1回入札関係書類に関する質問への回答（入札参加資格以外に関する事項）	38	No. 513						搬入管理（動物の死骸の持込者について）	No. 513のご回答で「構成市町村の担当部署など、直接搬入者が多いと想定しています。」とのことですが、直接搬入者は公共の事業者であり、民間事業者や一般の市民からの搬入は無いものと考えてよろしいでしょうか。	基本的には公共の事業者を想定していますが、必ずしもそうとは言えません。
66	第1回入札関係書類に関する質問への回答（入札参加資格以外に関する事項）	38							質疑No. 516 騒音・振動測定	「騒音・振動は、騒音・振動規制法に従い、各時間帯で10分間の測定を行うことと理解してよろしいでしょうか。」という質問に対し、「毎正時10分値の測定でも可とします。」（以下略）と回答されています。本回答は、10分間の測定を測定日の0時台、1時台、2時台、…23時台の計24回/（日・箇所）実施する意図ではなく、騒音規制法・振動規制法の規定および要求水準書（設計・建設業務編）表1.12（エネルギー回収型廃棄物処理施設の引渡性能試験方法）の記載と同様に、10分間の測定を測定日の各時間帯（騒音は4つの時間帯、振動は2つの時間帯）ごとに1回ずつ実施する意図、すなわち騒音は計4回/（日・箇所）、振動は計2回/（日・箇所）実施する意図と解釈してよろしいでしょうか。 騒音の4つの時間帯は朝（6時～8時）、昼間（8時～18時）、夕（18時～22時）、夜間（22時～翌6時）を指し、振動は昼（7時～19時）、夜（19時～翌7時）を指します。	要求水準書に記載のとおり、騒音、振動は24時間連続測定のため、計24回/（日・箇所）実施する意図です。

67	第1回入札関係書類に関する質問への回答（入札参加資格以外に関する事項）	44						質疑 No. 597, 599 地元発注金額	第1回質疑回答No. 599にて「様式第8-16号参考のとおりです。例2の場合、三次下請け会社が地元外の場合は地元発注金額に含まれません。」と回答いただいておりますが、同じく質疑回答No. 597において「様式集に記載のとおり二次下請までとします」と回答をいただいていることから、 「作業の大部分が一部分に関わらず、三次業者に発注した金額は、二次下請会社の直接履行金額には含まれない」と理解してよろしいでしょうか。 三次下請に対する発注の範囲や内容によって異なることになると、入札参加者によって解釈に差が生じ、公平な評価とならないことを懸念します。 さらに、実行段階で三次下請けを地元発注額に含めるかどうかの線引きも曖昧となることを懸念します。 以上から、いずれの形であっても「二次下請の自社履行金額」までを地元発注としてカウントする事として頂けないでしょうか。	貴社ご理解のとおりですが、事業提案書への提示額は入札説明書に示すとおり減額措置の対象となります。
68	参加資格通過者配布資料（10アスベスト調査【R3とR5】）	19						アスベスト調査	アスベスト調査【R3とR5】の資料において、存置する地下躯体の壁面仕上げにアスベスト含有ありの部分があります。アスベストを含有する壁面仕上げ材除去の所掌についてご教示ください。 壁面仕上げ材の除去を本事業範囲とする場合、別途発注の上屋解体工事側にて存置する地下躯体が埋め戻しされたままの状態では除去作業が困難なため、埋め戻し土を再度除去する必要があり、工程等に影響が生じます。また、1階床は解体済みとなっているため、アスベスト飛散防止のために1階に天蓋を仮設、または、躯体範囲を覆うテントを仮設し、密閉空間で作業する必要がある他、埋め戻し土を再度除去する際に重機等で壁面表層を削ってしまった場合には、当該除去土壌そのものもアスベスト汚染土壌として扱う必要が生じ、処理費用等も嵩む可能性がございます。 つきましては、上屋解体前であれば、上屋そのものが飛散防止対策とみなすことができることもあり、上屋解体工事を含めた事業全体での経済性悪化や工程リスクを回避するために、壁面仕上げ材除去までを先行する解体工事にて実施いただくことが最も合理的かつ経済的かと思料します。	内面のアスベストは先行の解体工事で除去する予定です。
69	参加資格通過者配布資料 09事業実施区域							事業用地について	事業実施区域の南西に計画されている堤防道路へのアクセス道は、事業者にて整備（舗装等）するものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
70	参加資格通過者配布資料 09事業実施区域							事業用地について	清浄園解体後の着工時の地盤高さについて、既存現状地盤高さであるEL432.5mと考えてよろしいでしょうか。	清浄園内はGL-1.5mを想定しています。清浄園以外の用地については、既存現状地盤高さの状態を想定しています。
71	参加資格通過者配布資料 _11工作物残置想定図							11工作物残置想定図	11工作物残置想定図に記載のある残置物について、10アスベスト調査【R3とR5】の資料に記載されている以外にはアスベスト含有のある建材はないと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりですが、工事中に確認された場合は協議とします。
72	要求水準書 添付資料 現地見学会							下水道マンホール	添付資料において公共下水道が敷地内を通っており、現地見学会においてマンホールが設置されていることを確認しました。本工事において敷地内の嵩上げ等が要求されていますが、マンホールは残置されるため、新地盤レベル計画に合わせたマンホール嵩上げが必要になるものと考えます。マンホール嵩上げについては貴連合または上田市にて実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	下水道課で実施します。
73	要求水準書 添付資料 現地見学会							電柱の撤去について	既に解体済の車庫棟跡地に電柱が残存していることを添付資料と現地見学会にて確認いたしましたが、当該電柱の撤去については本事業範囲外との認識でよろしいでしょうか。	電柱の撤去等については、実施設計時に協議することを予定しており、撤去費は連合所掌になります。
74	要求水準書 添付資料 現地見学会							量水器について	既に解体済の車庫棟跡地に量水器が残存していることを添付資料と現地見学会にて確認いたしましたが、撤去は本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおり、事業範囲外です。
75	入札参加資格者への提供資料	2						既存躯体の引き渡し状態	既設ビット内は洗浄済みで引き渡しと回答いただいておりますが、既設図面を拝見すると樹脂系塗装を水槽に施工されています。樹脂系塗装に汚染物が染みついている恐れがあるため、樹脂系塗装も除去していただける理解でよろしいでしょうか。	樹脂系塗装は除去しない予定です。
76	入札参加資格者への提供資料	9						事業者実施区域	事業者実施区域の境界は黄色線に変更になったという理解でよろしいでしょうか。 その場合、地形測量のCADデータに敷地境界線（黄色線）追記をいただけないでしょうか。また、広がった範囲は周辺道路整備範囲と重複しているように見受けられますが、当該範囲の引き渡しの時期と詳細な取合条件についてご教示いただけないでしょうか。	事業者実施区域の境界は黄色線で示した範囲になります。 周辺道路整備範囲の取合条件等は貴社提案によります。



77	入札参加資格者への提供資料	9					撤去所掌	事業者実施区域が拡張するに伴い既存道路は撤去される理解ですが、その撤去は事業者にて行うものという理解でよろしいでしょうか。その場合は既存道路の仕様、厚みをご教授いただけないでしょうか。仕様、厚みが不明な場合は既存構内道路と同様として計画するという理解でよろしいでしょうか。 	当該箇所については、道路舗装のみが残っている予定で、その撤去は、事業者負担において本事業で実施してください。 また、既存道路の仕様は既存構内道路と同様程度とご理解ください。
78	入札参加資格者への提供資料	9					撤去所掌	事業者実施区域図において下記で示される通路の使用対象者は施設利用者以外も含まれるでしょうか。また、該当通路については車両通行しないという理解でよろしいでしょうか。 	施設利用者以外も含まれます。また、当該通路に車両（自転車除く）は通行しません。
79	入札参加資格者への提供資料	11					樹木範囲図	樹木範囲図において、貴連合側で撤去される着色部分の樹木の総数が伐木除根集計で示されている理解でよろしいでしょうか。	総数は伐木集計です。
80	入札参加資格者への提供資料	11					樹木範囲図	入札公告質疑回答No. 283で回答いただいた資料で示された伐木除根集計(11樹木範囲図.pdf)で、「※着色部分の立木類は建築解体工事にて対応予定」と記載があるため、樹木の除根は事業者にて撤去するという理解でよろしいでしょうか。	除根は本事業での対応となります。
81	入札参加資格者への提供資料	11					樹木範囲図	樹木範囲図において、庭石、景石の集計されている個数は貴連合側で撤去していただける理解でよろしいでしょうか。	事業者負担で本事業において撤去してください。
82	入札参加資格者への提供資料	11					残置工作物	入札公告質疑回答No. 283で回答いただいた資料で示された存置される工作物(11工作物残置想定図.pdf)以外は、ないことで計画をすることでよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりですが、工事中に確認された場合は協議とします。
83	入札参加資格者への提供資料	11					西側擁壁	貴連合が残置される西側擁壁は現行の建築基準法に適合していない恐れがあり、構造的に不安定となることが予想されるのですが、補強等想定していることがございましたらご教示いただけないでしょうか。	連合では補強等は予定していません。なお、補強を実施する場合は、事業者負担において本事業で実施してください。
84	入札参加資格者への提供資料	11					西側擁壁	No. 83の質疑で補強をしない場合、西側擁壁は建築基準法に適合していないため事業者にて撤去する理解でよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。なお、撤去する場合は問題が生じないよう貴社負担において対策願います。
85	入札参加資格者への提供資料	11					西側擁壁	No. 84の質疑で認識の通りである場合は、西側擁壁を事業者にて撤去する場合、必要な手続きの上で西側道路を封鎖し、撤去工事を行う計画としてもよろしいでしょうか。	必要であれば期間等は関係機関との協議になります。
86	入札参加資格者への提供資料	11					仮設柵	資料に記載されている「仮設柵」とは通常の工事で使用される仮囲いとは異なるものという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
87	入札参加資格者への提供資料	11					仮設柵	事業者が工事をする際は仮設柵は撤去されている理解でよろしいでしょうか。	仮設柵は残置されたままとなります。

88	入札参加資格者への提供資料	12						上田CCの搬入車両一覧	一覧資料内に「なお、クリーンセンターが統合されるため、丸子及び東御市からの家庭系の直搬ごみの台数は、少なくなると考えられます。」との記載がありますが、どの程度少なくなるのかご教示願います。 また、丸子及び東御市からの家庭系の直搬ごみ以外の搬入車両台数はほぼ不変と考えて良いでしょうか。	前段については、あくまでも想定であり、台数の試算は行っていません。 後段については、貴社ご理解のとおりです。
89								堤防道路側の拡幅との境界線	現場見学会時に、事業用地の南西角部の市道-秋和堤防線の道路曲がり部分を盛土し、事業用地として使用することをお聞きました。 確認申請などが必要となる敷地境界線についてこの部分も含まれると考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。